成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の⑴又は⑷に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

3　法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　第十五条の九第五項第二号に規定する平成三十二年度燃費基準達成レベル（第五項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4　法附則第三十条第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑷の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベル（第六項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5　法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6　法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑷の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

（法附則第二十九条の九第三項の認定又は評価）

第八条の三の三　法附則第二十九条の九第三項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（附則第八条の三の五及び附則第八条の四において「低排出ガス車認定」という。）又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第八条の四において「燃費評価実施要領」という。）第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第八条の四を次のように改める。

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四　法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第二十三条を次のように改める。

（政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条　政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ　法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ　当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車